

ひとりで
悩まないで

消費生活相談窓口

相談無料 秘密厳守

事業者との契約トラブルは、誰にでも起こりうる身近な問題です。物を購入したり、サービスを利用する際に不安に感じたり、気になることがあれば気軽に相談して下さい。

どんな相談を受けているの？

- ・消費者と事業者との契約トラブルの相談
- ・多重債務の相談
- ・製品事故に関する相談

窓口へはあらゆる年代の方から相談が寄せられます。その中でも、高齢者の消費者トラブルは、他の相談と違い、本人以外の方からの相談が多いのが特徴です。高齢者の消費者被害の未然防止、早期解決のためには、高齢者のまわりにいる人の「気づき」が何より大切です。その「気づき」を消費生活相談窓口に「つなぐ」ことで速やかな被害の救済や拡大防止が実現されます。

「気づき」や「つなぐ」に繋がる「見守り」は地域や家族などの身近な存在の協力が不可欠です。「気づき」「つなぐ」ための見守りチェックポイントを活用して、みんなで消費者被害のない安心できる地域づくりを実現しましょう。

高齢者を消費者被害から 守りましょう!! 「気づき」

生活のちょっとした異変に「気づく」ことが、高齢者を消費者トラブルから守る第一歩です。

見守りチェックポイント

【会話や表情での気づき】

- お金をあまり使わなくなった
- 羽振りのいい話が多くなった
- 急に親しい人ができた
- いつもより表情が暗く元気がない
- 投資や祈禱など特定の話題に、急に詳しくなった

顔の表情や会話の話題がいつもと違うときは要注意です。



【近所で見かけた気づき】

- ポストに数種類の新聞が配達されている
- 宅配便が頻繁に届いている
- 表札やガスメーターに不審な目印がある
- 見慣れない人(作業員など)が度々出入りしている(屋根工事や外壁塗装工事など頻繁に工事をしている様子がある)

普段と違う行動を見かけたときは、事業者の前で声をかけて、皆さんの存在をアピールしてください。



出前講座をご利用ください

寸劇や勉強会を通じて、消費者トラブルの手口や対処方法をお伝えします。講師は消費生活相談員です。最近の手口を知り、トラブルから身を守りましょう。

また「気づき」へのつながりになりますので、是非ご活用ください。



寸劇の様子

【家の中での気づき】

- 見慣れない商品や、段ボールがある
- 電話が切れなくて困っている
- 同じような商品が必要以上にある
- 夜、眠れていない様子がある
- カレンダーに集金日・配達日などが書かれた印がついている
- テーブルの上に、不審な封筒やカタログ・請求書などが置いてある

家の中の変化に早く気づくことで、被害を未然に防止したり、最小限にすることができます。



出典：公益社団法人 全国消費生活相談員協会「みんなで見守り 気づいて つなごう！」

各市の消費生活相談窓口

時間 / 10:00 ~ 16:00
相談 / 予約制

相談料 / 無料
予約 / 住民登録地の窓口

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください。

月～金曜日 多治見市役所 / 22-1134 (直通)

金曜日 土岐市役所 / 54-1111 (内線 172)

火曜日 瑞浪市役所 / 68-9748 (直通)

メールでの相談 / kouiki@tono-seibu.org

相談は資格を持った専門相談員が3市の各市役所でお話をおうかがいしています。

消費者ホットライン。局番なしの188 土日も対応。お近くの相談窓口につながります。